

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
品 名	体育教官等部外委託 (スポーツマッサージ)	9
		作成：31. 1. 21
		変更：
<p>1 総 則</p> <p>適用範囲 この仕様書は、自衛隊体育学校の体育教官等部外委託について適用する。</p> <p>2 体育教官等部外委託に関する要求</p> <p>2. 1 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで (各課程等の教育開始約2週間前に細部日程が最終的に決定するため、官側の日程調整に極力そえる事を基本とする。)</p> <p>2. 2 履行場所 自衛隊体育学校</p> <p>2. 3 教育対象 自衛官等(一般体育課程入校者等)</p> <p>(1) 11個課程等(7個区分)に対する教育を実施する。</p> <p>(2) 教育区分</p> <p>ア 幹部体育専修課程・曹体育専修課程 4時間×1回=4時間(年1回・約42名)</p> <p>イ 幹部体育課程・曹体育課程 4時間×1回=各4時間(年3回・各約42名)</p> <p>ウ ラグビー指導者集合訓練 4時間×1回=4時間(年1回・約12名)</p> <p>エ 持続走指導者集合訓練 4時間×1回=4時間(年1回・約30名)</p> <p>オ 柔道指導者集合訓練 4時間×1回=4時間(年1回・約12名)</p> <p>カ その他 年間28時間(各4時間単位の教育を合計7回・約222名)を基準とする。</p> <p>(3) 細部は、監督官等との調整による。</p> <p>2. 4 体育教育の内容</p> <p>(1) 課 目 訓練管理</p> <p>(2) 細 目 安全管理 運動障害及び救急法(スポーツマッサージ)</p> <p>(3) 主要教育項目</p> <p>ア スポーツマッサージ理論</p> <p>イ スポーツマッサージ実技</p> <p>(4) その他 細部の教育内容については、官側から示す事項を教育することを基準とし、監督官等との調整による。</p>		

2. 5 体育教官は、次の要件を具備する者とする。

(1) 欠格条項

ア 日本国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被補佐人

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受ける事なくなるまでの者

エ 法令の規定による懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する事を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) スポーツ医科学系の大学を卒業している者

(3) 大学選手権以上のクラブチーム等のトレーナー又は全国規模の講習会講師として、現場での指導経験が3年以上の者

### 3 保 全

3. 1 契約相手方は、本契約により知り得た自衛隊及び隊員個人に関わることを官側の許可なく漏えいまたは転用してはならない。

3. 2 契約の相手方は、契約後速やかに駐屯地において定める「立入申請書」により、駐屯地への立入りについて許可を受けるものとする。

### 4 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定めるところにより、本仕様書に基づき実施する。

### 5 その他

5. 1 提出書類

番 号	書 類 名	提 出 期 限	数 量	様 式
1	作業記録表	日々の作業終了後	1	別 紙

5. 2 以下の事項は原則的に契約相手方の負担とする。

(1) 労務災害

(2) 交通費

(3) 移動及び教育準備等に伴う必要な時間

5. 3 教育準備等

(1) 教育に必要な計画及び資料を作成し、事前に教育実施責任者（第1教育課長）の承認を受ける。

(2) 承認を受けた計画等に基づき、教授予行を実施し教育に臨む。

(3) 教育内容に関して学科試験の問題を作成し、教育実施責任者（第1教育課長）の承認を受ける。

(4) 学科試験に伴い、評定結果及び教育実施成果を作成し、教育実施責任者（第1教育課長）に報告する。

#### 5. 4 官側における支援

契約相手は、体育教育の実施に際して監督官と調整し、可能な範囲で次の事項について便宜供与を無償で受けることができる。

- (1) 体育教育等の実施場所
- (2) 体育教育等の実施に必要な現有器材
- (3) その他監督官が必要と認めたもの。

